

平成 28 年 1 月 29 日

会 員 各 位

(一社) 山口県 L P ガス協会

### 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（お願い）

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長及び山口県消防保安課長より、事故の再発防止の観点から下記事項について周知方の要請がありましたので、お知らせします。

#### 記

- 1 建設工事等事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等について液化石油ガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガス管等を見つけた場合は、必ず液化石油ガス販売事業者等に連絡すること等について、周知を行うこと。
- 2 必要に応じて建設工事等の際に立ち会うこと。
- 3 供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長は今般、事故の内容から判断し、明らかに施工者による確認ミス、作業ミス等が原因となり発生している事故が多数あることから、ガス事故における建設工事等に係る事故（他工事事故又はもらい事故）の防止に向け、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長及び国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長に対し事故の再発防止の協力要請を行いました。